

9 たばこ税及びたばこ特別税

(1) 課税状況

区 分		課 税 標 準 数 量	税 額
紙 巻 た ば こ		千本	千円
		9,611,424	73,258,275
パ イ プ た ば こ		377	2,876
葉 巻 た ば こ		145,618	1,109,897
刻 み た ば こ		-	-
加 熱 式 た ば こ		888,350	6,771,004
か み 用 の 製 造 た ば こ		-	-
か ぎ 用 の 製 造 た ば こ		0	3
計		10,645,769	81,142,055
手 持 品 課 税 額			2,742
合 計 税 額			81,144,797
控 除 税 額			447,661
差 引 税 額			80,697,133
加 算 税	過 少 申 告		X
	無 申 告		X
	重		X
課 税 人 員			人 64
還 付 金 額			千円 -
納 期 限 延 長 税 額			-

調査期間等： 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の申告又は処理による課税
事績である。

(2) 製造場数

区 分		場 数
製 造 場		場
	製造たばこ製造場	2
	原料事務所	-
そ の 他		11
法 定 製 造 場		33
合 計		46

調査時点： 令和6年3月31日

10 揮発油税及び地方揮発油税

(1) 課税状況

区 分		数 量	税 額
		kl	千円
移 出 数 量		5,402,034	
エタノール相当数量		70,804	
欠 減 控 除 数 量		71,972	
場 内 消 費 数 量		41	
用 途 外 使 用 等 数 量		1	
課 税 標 準		5,259,300	282,950,333
控 除 税 額			5,815
差 引 計			282,944,522
加 算 税	過 少 申 告		-
	無 申 告		4,627
	重		-
合 計			282,949,149
課 税 人 員			人 397
還 付 金 額			千円 26
納 期 限 延 長 税 額			41,211,352

調査期間等： 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績である。
(注) 課税標準の内訳（移出数量、エタノール相当数量、欠減控除数量、場内消費数量及び用途外使用等数量）は、申告（処理を含まない。）による課税事績であるため、課税標準とその内訳から計算した値は一致しない場合がある。

(2) 関係場数

区 分		場 数
製 造 場	製 油 所	5
	天 然 揮 発 油 製 造 場	-
	廃 油 再 生 工 場	3
	そ の 他	118
石 油 化 学 工 場	ガ ス 工 場	-
	特 定 石 油 化 学 製 品 製 造 場	67
	そ の 他	14
未 納 税 蔵 置 場		39
特 定 石 油 化 学 製 品 蔵 置 場		138
免 税 揮 発 油 使 用 場	航 空 用	75
	ゴ ム 用	49
	塗 料 用	10
	印 刷 用 イ ン キ 用	10
	接 着 剤 用	8
	洗 浄 用 又 は 離 型 用	21
特 定 石 油 化 学 製 品 使 用 場		542
駐 留 軍 等 用 免 税 使 用 場 指 定 店 舗		-
外 国 公 館 等 用 指 定 給 油 所		40
合 計		1,139

調査時点：令和6年3月31日

(3) 課税状況の累年比較

年 度	移 出 数 量	エタノール相当数量	欠減控除数量	場内消費数量	用途外使用等数量	課税標準		控除税額	差 引 計
						数 量	税 額		
	kl	kl	kl	kl	kl	kl	千円	千円	千円
令 和 元 年 度	6,454,119	69,579	86,191	88	17	6,298,453	338,856,075	7,428	338,848,629
令 和 2 年 度	6,207,406	95,772	82,507	74	1	6,029,203	324,370,187	101,482	324,268,692
令 和 3 年 度	5,447,302	86,158	72,376	68	-	5,288,836	284,539,384	3,686	284,535,688
令 和 4 年 度	5,812,031	99,899	77,113	64	13	5,635,096	303,163,156	3,963	303,159,176
令 和 5 年 度	5,402,034	70,804	71,972	41	1	5,259,300	282,950,333	5,815	282,944,522

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

11 航空機燃料税

(1) 課税状況

区 分		数 量	税 額
積 込 数 量 及 び 税 額		kL	千円
		516,954	5,856,336
	うち 軽減税率		
	沖縄路線航空機に 係る軽減	121,328	788,610
	特定離島路線航空機に 係る軽減	23,131	225,582
控 除 税 額			810,062
	うち 軽減税率		
	沖縄路線航空機に 係る軽減		205,094
	特定離島路線航空機に 係る軽減		59,322
差 引 計			5,046,248
加 算 税	過 少 申 告		176
	無 申 告		—
	重		—
合 計			5,046,424
課 税 人 員			人 521
還 付 金 額			千円 —

調査期間等： 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

(2) 関係場数

区 分		納 税 地 数
特 例 承 認 に 係 る も の		場 71
そ の 他	定 期 運 送 事 業 者 に 係 る も の	2
	そ の 他 の も の	119
合 計		192

調査時点：令和6年3月31日

(3) 課税状況の累年比較

年 度	数 量	税 額
	kL	千円
令 和 元 年 度	369,451	6,052,980
令 和 2 年 度	275,521	4,322,781
令 和 3 年 度	374,785	3,048,649
令 和 4 年 度	551,265	5,994,641
令 和 5 年 度	516,954	5,856,336

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

12 石油ガス税

(1) 課税状況

区 分		重 量	税 額
移 出 重 量		t	千円
		80,318	1,405,559
控 除 税 額			6,770
差 引 計			1,398,725
加 算 税	過 少 申 告		-
	無 申 告		37
	重		-
合 計		80,318	1,398,761
課 税 人 員			人 2,481
還 付 金 額			千円 56
納 期 限 延 長 税 額			-

調査期間等：令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績である。

(2) 関係場数

区 分		場 数
営 業 用 ス タ ン ド		場 137
自 家 用 ス タ ン ド		48
着 脱 式 容 器 充 て ん 場		37
そ の 他		23
合 計		245
免 税 課 税 石 油 ガ ス 使 用 場	原 料 用	-
	熱 源 用	-

調査時点：令和6年3月31日

(3) 課税状況の累年比較

年 度	移 出 重 量	税 額
	t	千円
令 和 元 年 度	129,017	2,257,803
令 和 2 年 度	88,275	1,544,818
令 和 3 年 度	84,512	1,478,968
令 和 4 年 度	85,485	1,495,994
令 和 5 年 度	80,318	1,405,559

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

13 石油石炭税

(1) 課税状況

区 分		数 量	税 額
		kL	千円
原	油	-	-
石	油 製 品	-	-
ガ ス 状 炭 化 水 素		t	-
石	炭	-	-
計			-
控 除 税 額			-
差 引 計			-
加 算 税	過 少 申 告		-
	無 申 告		-
	重		-
合 計			-
課 税 人 員		人	
還 付 金 額		千円 336,977	
納 期 限 延 長 税 額		-	

調査期間等：令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

(2) 関係場数

区 分	原 油	ガス状炭化水素	石 炭
特 例 承 認 に 係 る 納 税 地	場 1	場 -	場 -
そ の 他 の 納 税 地	-	-	-
未 納 税 蔵 置 場	-	-	-
自 家 用 採 取 場 所	-	-	-
合 計	1	-	-

調査時点：令和6年3月31日

14 印紙税

(1) 課税状況

区 分		税 額	納 税 人 員
		千円	人
税 印 押 な っ (第9条関係)		98	18
印紙税納付計器の使用によるもの (第10条関係)		3,693,640	2,303
書式表示による申告・納付 (第11条関係)		6,876,425	23,812
預貯金通帳等の申告・納付 (第12条関係)		775,748	26
計		11,345,911	26,159
充 当 税 額		43,898	
差 引 計		11,302,014	
加 算 税 無	過 少 申 告	106	
	申 告	65	
	重	-	
過 怠 税		232,498	件 3,818
還 付 金 額		235,975	
印 紙 税 納 付 計 器	設 置 者 数		人 1,706
	設 置 台 数		台 2,299

調査期間等：令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の現金納付による課税実績である。

(注) 印紙税は、原則として契約書や領収書などに相当額の印紙を貼付することによって納付する仕組みであるが、印紙の貼付に代えて印紙税を納付する特例が認められている。

「税印押なっ(第9条関係)」とは、課税文書に課されるべき印紙税額を税印が押される時までに金銭で国に納付した上で、特定の税務署長に対して、課税文書に税印を押なっすることを請求することで納付する方法である。

「書式表示による申告・納付(第11条関係)」とは、税務署長の承認を受けて、特定の課税文書に一定の書式を表示した上で、その作成数量に基づき申告・納税する方法である。

(2) 課税状況の累年比較

年 度	税 額					納 税 人 員
	税 印 押 な っ	印 紙 税 納 付 器 による	書 式 表 示 による 申告・納付	預 貯 金 通 帳 等 の 申告・納付	合 計	
	千円	千円	千円	千円	千円	人
令 和 元 年 度	508	5,041,640	6,522,166	3,866,898	15,431,212	29,225
令 和 2 年 度	420	4,510,451	6,165,684	3,150,562	13,827,118	27,878
令 和 3 年 度	257	4,036,765	5,799,968	3,097,083	12,934,073	27,434
令 和 4 年 度	300	3,984,824	7,329,764	791,360	12,106,247	26,996
令 和 5 年 度	98	3,693,640	6,876,425	775,748	11,345,911	26,159

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

15 電源開発促進税

(1) 課税状況

区 分		数 量	税 額
		千kWh	千円
令 和 元 年 度		135,307,692	50,740,384
令 和 2 年 度		132,646,985	49,742,619
令 和 3 年 度		134,848,011	50,568,004
令 和 4 年 度		135,448,762	50,793,285
令 和 5 年 度		132,607,182	49,727,693
販売電気の 電 力 量	従量料金制の供給販売電気	131,966,844	
	定額料金制の供給販売電気	434,929	
	計量自家使用販売電気	180,294	
	推計自家使用販売電気	25,116	
計		132,607,182	49,727,693
加 算 税	過 少 申 告		-
	無 申 告		-
	重		-
合 計			49,727,693
課 税 人 員			人 12

調査期間等： 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績である。

(2) 課税人員

区 分	人 員
一 般 送 配 電 事 業 者 等	人 1

調査時点：令和6年3月31日

16 国際観光旅客税

(1) 課税状況

区 分		人 員	税 額
		千人	千円
令和元年度		3,798	3,798,353
令和2年度		168	168,315
令和3年度		18	17,838
令和4年度		1,122	1,121,848
令和5年度		4,228	4,227,851
加 算 税	不 納 付		119
	重		-
合 計			4,227,970
還 付 金 額			-

調査期間等： 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの本邦からの出国に係る
人員及び税額について、令和5年6月1日から令和6年5月31日までの
納付実績及び令和5年4月1日から令和6年3月31日までに税務署長が
行った処理事績に基づいて作成した。

(2) 特別徴収義務者数

区 分	人 員
特 別 徴 収 義 務 者	12人

調査時点：令和6年3月31日

用語の説明： 特別徴収義務者とは、国際観光旅客税を徴収して国に納付する義務
のある者をいう。

(注) この表は、納税地を所轄する税務署長へ、「国際旅客運送事業開始届出書」
を提出した事業者を示したものである。